

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱

令和元年 10 月 15 日

(要)告示第 29 号

改正 令和 5 年 2 月 1 日(要)告示第 6 号

改正 令和 6 年 4 月 30 日(要)告示第 59 号

改正 令和 7 年 3 月 17 日(要)告示第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、自主防災組織等が実施する組織活性化のための活動に対し、予算の範囲内において、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成 16 年西条市規則第 40 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) おおむね小学校区、公民館等の活動範囲の住民で構成された広域的に活動を行う自主防災組織の連合体及び各地区防災士連絡協議会
- (2) 防災西条ネットワーク

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 地区防災計画の作成に関する事業
- (2) 地域の防災訓練の実施に関する事業
- (3) 地域の防災対策に係るワークショップの実施に関する事業
- (4) その他自主防災組織等の活性化又は連携促進を図るために市長が適当と認める事業

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって別表に定めるものとする。

3 補助率は、10 分の 10 とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 補助金は、100,000 円を上限とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の金額又は前項の規定による補助金の上限額のうちいずれか少ない額（以下「補助金額」という。）とする。

3 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、西

条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 経費内訳書（様式第3号）
- (3) 備品（資機材）購入内訳書（様式第4号）

（補助事業の着手時期）

第5条の2 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上又はやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする申請者は、前条の申請書に、事前着手届（様式第4号の2）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、第5条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ西条市自主防災組織等活性化支援事業変更承認申請書（様式第5号）及び事業変更明細書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に変更があるとき。
- (2) 事業実施計画書に示した事業内容の区分を変更するとき。

（補助事業の中止及び廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西条市自主防災組織等活性化支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の進行及び支出状況について市長の求めに応じ、西条市自主防災組織等活性化支援事業遂行状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業終了後速やかに西条市自主防災組織等活性化支援事業に係る補助事業実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金精算払請求書(様式第10号)を、速やかに市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金概算払請求書(様式第11号)に、必要な書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金概算払額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則第14条各号の規定のいずれかに該当するとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) この告示により市長へ提出した書類に偽りの記載があったとき。

(4) その他交付金等事業に関して、不正の行為があったとき。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和5年2月1日(要)告示第6号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月30日(要)告示第59号）

この告示は、令和6年4月30日から施行する。

附 則（令和7年3月17日(要)告示第23号）

この告示は、令和7年3月17日から施行する。

別表（第3条関係）

報償費	講師等への謝礼、経費等
旅費	講師等を招聘するための旅費、事業を実施するために必要な研修参加旅費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	専門性が高く、事業実施に必要な委託であって市長が認めるもの
使用料及び賃借料	会場借上料、バス借上料等
備品購入費	事業の目的を達成するために必要となる資機材等の備品の購入に係る経費
その他	事業の目的を達成するために必要であって、市長が必要と認めるもの

年 月 日

西条市長

殿

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付申請書

年度において自主防災組織等活性化支援事業を実施したいので、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金
円を交付されるよう次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業実施計画書
- 2 経費内訳書
- 3 備品（資機材）購入内訳書

事業実施計画書

団 体 名			
対 象 人 数			
総 事 業 費		円	補助対象経費 円
			補助対象外経費 円
事 業 内 容 (区 分)	地区防災計画 の作成内容		
	地域の防災訓練内容 (購入資機材)		
	ワークショップ内容		
	その他		
備 考			

(注意事項)

- 1 補助対象外経費がある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の内訳が分かるよう記載すること。
- 2 事業内容には、実施箇所、実施期間、参加人員のほか、具体的な事業内容を記入すること。

経費内訳書

（単位：円）

事業内容	支出科目	金額	積算根拠	備考
	報 償 費			
	旅 費			
	需 用 費			
	役 務 費			
	委 託 料			
	使用料及び賃借料			
	備 品 購 入 費			
	そ の 他			
	小 計			
	報 償 費			
	旅 費			
	需 用 費			
	役 務 費			
	使用料及び賃借料			
	備 品 購 入 費			
	そ の 他			
	小 計			
合 計				

注1 事業内容は、事業実施計画書の事業内容（区分）を記入すること。

2 備品（資機材）を購入する場合は、「備品（資機材）購入内訳書（別紙）」を添付すること。

様式第4号の2（第5条の2関係）

年 月 日

西条市長

殿

団体名 _____

代表者名 _____

事前着手届

年 月 日付けで申請した西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第5条の2の規定により、事業を円滑に実施するため交付決定前に着手したいので、届け出ます。

交付決定前に 事業の着手が 必要な理由	
---------------------------	--

年 月 日

西条市長

殿

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業変更承認申請書

年 月 日に補助金交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業を、下記のとおり変更したいので、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

事業変更明細書のとおり

様式第6号（第7条関係）

事業変更明細書

事業内容 ()

(単位：円)

支出科目	補助対象経費		備考
	変更前	変更後	
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備 品 購 入 費			
そ の 他			
合計			

添付書類

経費内訳書

年 月 日

西条市長

殿

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日、補助金交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業を中止（廃止）したいので、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

西条市長

殿

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業遂行状況報告書

年 月 日に、補助金交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業の遂行状況について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

注 「月 日までに完了したもの」の月日は市長の定める期日とし、「月 日以降に実施するもの」の月日は左欄の基準日の翌日とすること。

年 月 日

西条市長

殿

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業に係る補助事業実績報告書

年 月 日に交付決定通知のあった標記補助事業の実績について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	総事業費	金	円
2	補助金交付決定額	金	円
3	自己負担	金	円
4	その他	金	円

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

西条市長 殿

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日に補助金交付確定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 交付確定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

西条市長

団体名 _____

代表者名 _____

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金概算払請求

年 月 日に交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業費補助金について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

		記	
一金	円也		
内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
残	額	金	円也